

広島市告示第 23 号
令和 7 年 1 月 24 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス可部北店
 - (2) 所在地 広島市安佐北区可部八丁目 9 1 8 - 6 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 7 年 9 月 22 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 376 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
別紙 1 のとおり。
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
別紙 2 のとおり。
- 8 届出年月日
令和 7 年 1 月 21 日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐北区可部四丁目 13 番 13 号
広島市安佐北区役所市民部区政調整課

1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和7年1月24日から同年5月24日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年5月24日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗建物南西側	42 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗建物南西側	10 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗建物西側	27.0 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
店舗建物内北西側	10.35 m ³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車可能時間帯
午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2 箇所	敷地北西側
	敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき可能時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで